

## 令和 6 年 第 2 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年第 2 回水巻町議会定例会第 3 回継続会は、令和 6 年 6 月 17 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	8 番	岡 田 選 子
2 番	山 口 秀 信	9 番	井 手 幸 子
3 番	松 野 俊 子	10 番	中 山 恵
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	近 藤 進 也
5 番	亀 元 公 一	13 番	住 吉 浩 徳
6 番	廣 瀬 猛	14 番	高 橋 恵 司
7 番	名 倉 亮 介		

### 2. 欠席議員は次のとおり

11 番 古 賀 信 行

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長・吉田 功

係長・野村 育美

主査・藏元 竜治

4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町長	美浦 喜明	子育て支援課長	松井 努
副町長	荒巻 和徳	福祉課長	船津 未華
教育長	小宮 順一	健康課長	植田 英次郎
総務課長	増田 浩司	建設課長	北村 賢也
企画課長	手嶋 圭吾	産業環境課長	大黒 秀一
財政課長	洞ノ上 浩司	下水道課長	佐藤 治
住宅政策課長	古川 弘之	会計管理者	寺田 裕彦
税務課長	土岐 和弘	学校教育課長	高祖 瞳
住民課長	川橋 京美	生涯学習課長	服部 達也
地域づくり課長	藤田 恵二	図書館・歴史資料館館長	山田 美穂

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 令和 6 年 6 月 定例会

## (第 2 回)

### 本会議 会議録

第 3 回継続会

令和 6 年 6 月 17 日

水巻町議会

# 令和 6 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 3 回継続会 会議録

令和 6 年 6 月 17 日  
午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから、令和 6 年第 2 回水巻町議会定例会第 3 回継続会を開きます。

## 日程第 1 各委員会の審査報告について

議 長（白石雄二）

日程第 1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

6 月 12 日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので御報告いたします。

議案第 22 号 水巻町個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、賛成多数で可決いたしました。

議案第 23 号 令和 6 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。はい、水ノ江議員。

文厚産建委員長（水ノ江晴敏）

6 月 11 日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告をいたします。

議案第 23 号 令和 6 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

## 日程第 2 議案第 22 号

## 議 長（白石雄二）

日程第2、議案第22号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は、さきにご報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

## —異議なし—

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

## —質疑なし—

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

### 8番（岡田選子）

議案第22号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本条例の一部改正は、「別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改めるもので、本町の取扱いに何ら変更はなく、これまでどおりとの説明がありました。

しかし、本議案は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う条例の一部改正です。この元になる法律には22本の法改定がされており、文言の変更だけにはとどまらない重大な内容を含んでいます。

1つ目に、保険証を廃止してマイナ保険証利用を強制するものとなっていることです。国はこれまでマイナンバーカードの取得は義務ではないとしてきました。しかし、保険証を人質にマイナンバーカードの取得利用を強要するものとなりました。本町においても医療機関の窓口で「12月までにマイナ保険証に切り替えてくださいと言われた」と住民から不安の声が寄せられています。本町には、マイナンバーカードを取得していない人がまだ約25%、町民の4分の1の人が取得をしておりません。健康保険に加入し、資格のある被保険者に保険証を届けることは保険者としての責務です。資格ある人に保険証の資格確認書を送付して済む話ではありません。

2つ目に、本町においても行政窓口では、これまで限定された行政事務にマイナンバーが利用されてきました。しかし、今回の法改定によって、今後は主務省令に基づいて、すべての行政分野においてマイナンバーを利用できるようになります。さらに、法定事務に準ずる事務や条例で定めた自治体事務には、法定することなく利用できるようになります。マイナンバーの情報連携は、法定から外して国会審議もなく拡大することができるようになる訳です。

3つ目に、年金受給口座へのひも付けも本人から「不同意」との回答がなければ、自動的にマイナンバーにひも付けることができるようになります。これまでの「本人同意あり」の原則からの大転換となっています。当初、国はマイナンバーの利用は、税、社会保障、災害対策の3分野に限っていました。なぜなら、国民総背番号制度やプライバシー侵害に対して、国民の不安が大きかったからです。今でも国民は不安を持っています。それを莫大な予算を使って、マイナポイントを餌に国民の不安をごまかしながら、半ば強制的に推し進めるというこそくな手法を取ってきました。

なぜ、国はこのような強引な方法で早急に推し進めようとするのでしょうか。なぜなら、もともと財界の要求であった共通番号制度であり、それぞれが納めた税と保険料の額と、社会保障の給付額を比較できるようにして、公正な給付と負担を実行し、国の財政負担、大企業の税、保険料負担を削減していくことが狙いです。本来、政治のやるべきことは、国民が安心して幸福に暮らせるように政策を立案することです。しかし、現政権のパーティー券、裏金問題が示すように現政権は、国民の暮らしそりも大企業の利益ばかりに目を向け、賄賂と言える企業献金やパーティー券収入で政治を動かしています。私たち国民は、日本国憲法さえないがしろにされ、アメリカ言いなりの政治によって、戦争に巻き込まれる危険性に不安を抱く人が増えている状況です。

日本共産党は、全ての人が未来に希望を持ち、豊かで平和に生きて行ける社会を築くため、今の政治を変えたいと願う広範な人々と力を合わせ、引き続き全力を尽くす決意でございます。

以上、日本共産党を代表いたしましての反対討論といたします。

### 議長（白石雄二）

はい、ほかに御意見はありませんか。近藤議員。

### 12番（近藤進也）

12番近藤です。反対の立場から討論を行います。

ちなみに委員会においても、慎重審議がなされたという結果でもございませんでした。反対者が2名だけで、賛成する意見が出なかつたと。にもかかわらず、採決だけで賛成か反対かだけの行動では、全く賛成する意義が問えられません。ですから小学生でも分かるんでしょうけど、賛成か反対かだけであれば、ただ参加することに意義があるだけになってしまいます。賛成者の意見があれば、私だけに限らず、反対する方はですね、やはり賛成するに足りる言動があればですね、やはり反対に回らずとも、賛成することもできるわけです。ですから、反対者の意見はあったけども、賛成者の意見が1人も聞けず、しかも、委員長がそれをまとめるだけの総括としての意見も聞けなかった。ましてや賛成の方、ほかに意見を求めるという指示も出しておりませんし、このような形では全く賛成反対は、新人から見ればですね、初めて経験する方はよく理解できないと思います。ですから反対も賛成も意見を述べるということは、そのことについて、どちらにしようかと迷うものにとっても、そこの方向性が見えてくるわけです。

そういう意味から、私は反対をいたしましたが、マイナンバーそのものがですね、かつて、政府が外資系の中国企業に業務委託をされました。この収集業務委託を外国企業に委託してで

すよ、そして中国に大量に流出したという事件も皆さんご存知かと思います。

そういうことも踏まえて、マイナンバーというこの個人情報が大量に流出することが、水巻町役場では守られると言っても、実際のところを外部に委託するわけですから、委託業者から流れるということですね。ですから、幾らセキュリティがしっかりとすると、この町で思っても、外部に委託する以上は外部から漏れるわけです。だから現場のことは現場で押さえていただくということが望ましいと思いますので、こういったマイナンバーの変更、あるいは個人番号がですね、利用目的がどのように付加されようとも、それは水巻町内で守れることではないので、私は反対をいたします。

以上です。

### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第22号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

### 日程第3 議案第23号

#### 議 長（白石雄二）

日程第3、議案第23号 令和6年度水巻町一般会計補正予算（第1号）についてを議題いたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果はさきに御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

—異議なし—

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

—質疑なし—

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、井手議員。

#### 9番（井手幸子）

9番、井手幸子です。議案第23号 令和6年度水巻町一般会計補正予算（第1号）について、

日本共産党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

補正予算歳出の主な内容は、政府が何としても6月から実施するという定額減税の補正予算となっています。定額減税は、減税と給付金が一体となっている上、1人4万円の減税の内訳が、所得税と住民税に分かれているなど、仕組みが非常に複雑なため、その事務作業に自治体や企業は悲鳴を上げています。現に当町においても、職員の時間外勤務が増えている状況です。

今回、減税対象となる所得税額は、令和6年度末に確定します。しかし、増税イメージを払拭したい岸田首相は、令和5年度の所得を基に減税・調整給付額を推定して実施します。そのうえ現行税制では、所得税と住民税で税額確定の時期が異なるなどのため、仕組みがより複雑化し、さらなる自治体負担や不公平が生じることになりました。また事務負担の増大は、自治体だけではなく、企業負担も膨大です。ある零細企業者は給与システム改修などで数十万円かかったと言い、賃上げを阻害しかねません。

一体、この定額減税は何のためなのか、誰のためなのか、その姿勢が問われます。複雑な事務負担をあえて増やすのではなく、国民に一律4万円を給付すれば、はるかに分かりやすく、シンプルだったと考えます。

物価高騰対策、我が国の経済成長政策は、我が党が提言した「経済再生プラン」の1.政治の責任で賃上げと待遇改善を進めること、2.消費税減税、社会保障充実、教育費負担軽減を行うこと、3.気候危機打開、エネルギーと食料自給率の向上を目指すこと、の基本的施策を実施することが急務だと考えます。

しかし、町民にとっては、減税と給付金が支給されるということで、メリットがあると考え、賛成といたします。

### 議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第23号 令和6年度水巻町一般会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

### 日程第4 意見書第4号

#### 議長（白石雄二）

日程第4、意見書第4号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書についてを議題といたします。亀元議員に提案理由の説明を求めます。はい、亀元議員。

#### 5番（亀元公一）

5番、亀元。意見書第4号について。地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書について。

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で、不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度であります。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況を見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には、法律に基づく新たな給付制度として、全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われています。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府に対して、以下の事柄について、特段の取組を求めます。

一つ、実施事業所が不足する地域では、十分な受入れ先を確保するための施策を講じること。試行的事業の職員配置や設備基準は認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業者が不足している地域においては、制度の導入・推進を図るためにも、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。

一つ、自治体によって1人当たりの利用時間の上限を増やすようにすること。試行的事業では、補助基準上の1人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが生じることが予想される。こうした中、全国市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることによって、どのように考えるのかといった論点を含め、利用時間の在り方について検討すること、

一つ、障がい児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること。障がい児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の実情により、通園ができない乳幼児についても、家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、「こども誰でも通園制度」においても、障がい児や医療的ケア児の受入れを認めること。

一つ、重層的な見守り機能を発揮させるような制度設計とすること。「こども誰でも通園制度」を地域資源の一つとして整備し、「こども誰でも通園制度」と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

地方自治法第99条の規定により、財務大臣、内閣府特命担当大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は松野議員、水ノ江議員であります。

よろしくご審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

### 議 長（白石雄二）

亀元議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありますか。はい、岡田議員。

### 8番（岡田選子）

意見書第4号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書案につきまして、日本共産党を代表して、反対の立場から討論を行います。

親の就労にかかわらず全ての子供の育ちを応援するとして、政府は「こども誰でも通園制度」を2026年度から全国での実施を目指しています。その中身は、親が就労しておらず、保育所などに通っていない生後6か月から2歳の子供を対象に、月に当面10時間までの利用枠の中で、時間単位で預けられるというものです。

確かに、子供も保護者も保育の専門家や家族以外の人と交流しながら、子育てできる環境の整備は重要ですし、多くの保護者の要求でもあります。しかし、今現在、保育士の置かれている現状は、今年度より四、五歳児の配置基準の見直しがされましたが、保育士の給料は全職種の平均給料より月6~7万円低いとされています。保育士不足は深刻です。このような下で、この制度を進めて行くことは、今ある保育の質の低下や子供の安全が危惧されます。

今、水巻町議会が求めるべきは、公的保育の維持と制度の拡充のための予算の増額ではないでしょうか。この制度は、市町村が事業所を認可します。認可基準は緩く、必要な保育従事者のうち保育士は半分で良いとされています。乳幼児を事前の面談もなく、保育士資格のない人に突然預けることになります。子供の安全を私は大変心配いたします。

さらに、案文の2項目目には、「地域差が生じるので利用時間の在り方について検討すること」と求めております。この制度の利用は事業者との直接契約で、預ける園・曜日・時間を決めて定期的に利用する方式です。例えば1日5時間で月2回とか、1日2時間で週1回などです。スマートフォンのアプリで空き状況を見て、その都度、空いている園や時間にスマホから直接申し込む方法が考えられています。

政府は「柔軟に」「簡単にタイムリーに」予約できることをこの制度の利点として、できるだけ利便性を高めたシステムにするとしています。空きがあれば直前の予約も可能で、全国どの事業所にも予約できます。実施場所は保育所、認定こども園などのほか、駅周辺など利便性の高い場所としており、企業の参入も狙われています。

私は、利用時間や便利に簡単に子供を預けるシステムを構築する前にやるべきことがあること、そして、それを構築するには、徹底した子供の命、安全確保のための規制が必要だと考えます。

案文第3項目には、障がい児や医療的ケア児の受け入れについても言及しています。当然その方向は求めていくべきだと考えます。しかし、政府がつくろうとしている制度は、理念に掲げているようなものではありません。命を守る専門的資格を持った保育士や医療的知識のある看護師等の配置もない体制では、預かってはいけないのでしょうか。

日本の保育士の配置基準は、諸外国と比べてただでさえ低く、保育士1人が見る子供の数が多すぎる現状です。そこに、新たに子供が短時間、日替わりで来るとなれば、現場の負担はさらに増えます。アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されていなければ、命に関わる事

故が起きかねません。慣れない環境に置かれる子供のストレスも懸念されます。

政府の検討会でも「子供を理解するのには一定の時間がかかる」「今通っている子供たちの保育に支障があつてはならない」との指摘があります。

全ての子供たちの育ちを応援するためには、このような安易なやり方ではなく、保育士の配置基準を抜本的に改善し、専用の保育室を確保するなど、親の就労にかかわらず公が責任を持って保育施設に正式に入る安心の体制を作り上げるべきと考えます。

よつて、子供の命と安全が担保できていない制度の創設には反対ですので、本意見書案には賛同できません。

以上、反対討論といたします。

### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第4号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よつて、意見書第4号は、原案のとおり可決いたしました。

### 日程第5 意見書第5号

#### 議 長（白石雄二）

日程第5、意見書第5号 改定地方自治法の撤回を求める意見書についてを議題といたします。井手議員に提案理由の説明を求めます。なお、井手議員より足の負傷のため、提案理由の説明を自席から行いたいとの申し出があつておりますので、許可いたします。井手議員。

#### 9番（井手幸子）

議長の許可、ありがとうございます。自席から意見書の提案説明をさせていただきます。

提案説明に当たり、意見書の案文について少し説明をさせていただきます。

地方自治法改定案は、1月26日に招集された第213回国会で提案され、5月30日に衆議院で可決し、現在のところ、参議院での審議は始まっていますが、まだ採決はされていない状況です。本議会の意見書提出締切りが6月3日でしたので、その時点で、国会の会期末は6月23日なので、可決されているものとして提出をいたしました。しかし、国会審議が思ったよりも遅れており、本日は、参議院可決を見越しての提案とさせていただきます。

地方自治法改定について、政府は存立危機事態を含む事態対処法や安保三文書に基づく特定利用空港・港湾への法律の適用について、除外するものではないと述べ、否定しました。皆さんも周知されているように、北九州空港が特定利用空港に指定されました。アメリカの戦争に自治体を動員するために使われる危険は重大です。

さらに、国の判断の下で、自治体職員の派遣のあっせんを可能とすることは、国の指示に基づく業務遂行に自治体職員を駆り出すものであり、認められません。また、地方自治体の情報システムの利用について、最適化と称して、今後国が進める情報システムの整備の取組への協力を求めるものとなっています。情報システムの共同化、集約の推進によって、地方自治体は、国がつくる鋳型に収まる範囲での施策を迫られるとともに、常に国のシステム整備に合わせていくことが求められます。地方自治を侵害するものであり、到底容認することはできません。

この改定案について、日本弁護士連合会は3月に反対する声明を出しておらず、また、九州各県内でも佐賀県知事など、多数の自治体のトップが反対や懸念を表明しています。戦後最大の地方自治、住民自治喪失の危機であり、憲法や法律を遵守する立場にある私たち地方議員としても、この事態を決して見過ごすわけにはいきません。地方議会から声を上げていこうではありませんか。

皆さんのご賛同を心よりお願いをいたしまして、私の提案説明とさせていただきます。

賛同者は岡田議員、中山議員です。

### 議 長（白石雄二）

井手議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

### — 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。近藤議員。

### 12番（近藤進也）

賛成の立場から意見を申し上げます。

この意味をよく分からぬ方のために言うわけですが、この地方自治法の改正については、国の権限を強めようとするものであって、今後、今まででは地方分権推進法によって、地方に責任を押し付けたにもかかわらず、今度はさらなる国からの強制力を強めようとしています。

そのことによって、実は先般町長にも申し上げたように、あなたは全国の首長に対するアンケートでも、権限は今まで良いと、あなたは答えてるんですよね。今までいいどころか、悪化するということを懸念しておりますので、できればあなたの言うことに右へ倣えの議会としましては、もしそのような傾向であれば、あなたの意向に従ってですね、これは皆さん賛成すべき問題だなというふうに思います。国の権限を強めてあなたの権限を弱めてしまうんでは困るんです。しかし、今まで良いとするならば、私もそれに対して賛同する意味から、この意見書については賛成すべきだと、このように考えております。

また一つは、国の権限を強めるというのは、やはりWHOに加盟するとか、あるいはパンデミック条約にも賛成するという、積極的日本のこの行動が、世界から非常にひんしゅくを買つてゐるんです。世界はそこから脱退する方向に向かってる、あるいはパンデミック条約も参加しないと。そういう反対声明が海外で起こってるのに、日本はなぜかそのコロナワクチンを日

本で製造しようとする、今度は日本がそれを海外に輸出することによって、被害者は全て日本に責任を押し付けてきます。

先ほどの、もう何でもそうなんですが、このマイナンバーもそうですが、日本は我が国で法整備したと言いながら、業務は全て外部に委託している。その委託業務によって外部に何でも漏れちゃう。それから外部から持ち込まれたコロナワクチン製造は日本国内で作るというけども、それは外資がやることであって、その権限さえも国の権限を強めれば、今度ワクチン反対などできなくなっちゃうんです。

今も半ば強制的にやってるようなもので、予防接種法に定められたわけですから、定期接種ということであれば、半ば強制的なんですよね。幾らでも。自己判断だと言っても、やるべきことは、強制力を強め、起こった自己責任は自分の責任だという、非常に無責任内閣なんです。

そういう意味からも、やはり町長は、今の権限はそのままで良いとするならば、私どももそれに賛成ですね、むしろこの意見書は、ぜひ水巻町議会として、この住民の生命財産を守るという立場から、その見地を持って水巻町議会としての意見書提出っていうことは、非常に望ましいことだと思います。よって、私は賛成の意見といたします。

以上です。

### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第5号 改定地方自治法の撤回を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第5号は、否決いたしました。

### 日程第6 意見書第6号

#### 議 長（白石雄二）

日程第6、意見書第6号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書についてを議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

#### 8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。意見書第6号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

案文に書かれてありますように、1979年に国連で女性差別撤廃条約が採択をされました。その20年後ですね、その附属の条約として選択議定書という条約ですね、条約の実効性を強化するということで、その議定書も批准を採択をされました。しかし、今、日本はジェンダー後進国と言われながら、言われているからなのか、まだいまだにこの選択議定書のほうを、批准をしておりません。

現在ですね、ここに書かれてありますように、条約の締約国の189か国中の115か国が既に

選択議定書を批准しておりますが、日本はまだということで、ぜひ日本に批准をしてほしいという、女性差別撤廃条約実現アクションというのが、全国的に組織、いろいろNGOができておおりまして、そういう人たちが、政府にも要請もしたり、各議会などにも申入れ書や請願署名などを取り組んで、少しずつ進んで、今全国で233の自治体が、この選択議定書の意見書が可決をされております。その可決の内容なんですけれども、やはり政権与党の自民党、公明党も含めて全会一致というところで、結構意見書提出ではですね、賛成、採択をされているという現状でございます。

日本もまだまだですね、女性、ジェンダー平等言われておりますけれども、女性の置かれてる状況っていうのは、まだまだ弱い立場がたくさん、私はあると考えております。これはあえて進めていかなければ進まない。だから日本全国はですね、日本がまず世界レベルに達するよう、選択議定書を採択していただきたいということを強く願っております。

これは水巻町でのジェンダー平等を進める大きな一歩にもなると考えております。

ぜひ皆さんのご賛同をよろしくお願いをいたします。

### 議 長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

### — 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありますか。はい、近藤議員。

### 12番（近藤進也）

反対の立場から御意見申し上げます。

何でも国際基準に照らして、それに合わせればいいというものではありません。日本は日本の古来の伝統文化もあり、男女差別というものはそれほど感じたこともありませんし、個人の尊厳に関わる問題です。このことを国が定めるとか、あるいは水巻町議会が、例えば人事においても女性課長をわざと作らないわけじゃなくて、能力あるものが登用されるわけですし、これまでの日本の在り方、日本の持つべき昔からのこのつながり、伝統というものは、やはり江戸時代からもそうですが、風刺絵でもよく皆さん見てると思います。女性が必ずしも蔑視されてるわけでもない。男尊女卑というのは戦前の問題であって、その後、やはりある程度そういうものが改善され、独自の改善を行っております。

あえて国の基準に従ってやる必要もなく、日本独自のやり方で十分やっていけると思います。ましてや男女共同参画社会づくりというものもありますし、かといって世界が定めるジェンダーフリーというのも、これは女子トイレがなくなっちゃうとか、そういうことでヨーロッパでもアメリカでも被害が起きてます。

だから男女間のこの差別の撤廃というのは、女性が女性であって、男が男であるべきというものではなく、やはり女性の権利を失墜させようとするものではありませんので、むしろ私た

ちは今、男女の格差というものは、そんなに感情としては差別という方向はありませんので、これからも改善されるというふうに思っております。

国に照らすことなく、世界に合わせることなく、水巻町は水巻独自の道を歩むことで大丈夫だと、結構だと思っておりますので、反対の意見といたします。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第6号は、否決いたしました。

## **日程第7 委員会報告について**

**議 長（白石雄二）**

日程第7、委員会報告について。去る3月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉委員長。

**総務財政委員長（住吉浩徳）**

御報告することはございません。

**議 長（白石雄二）**

文厚産建委員長。水ノ江委員長。

**文厚産建委員長（水ノ江晴敏）**

御報告することはございません。

**議 長（白石雄二）**

議会運営委員長。廣瀬委員長。

**議会運営委員長（廣瀬 猛）**

御報告することはございません。

**議 長（白石雄二）**

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について質疑はありませんか。

## 一 質 疑 な し 一

質疑を終わります。

### 日程第8 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第8、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第126条の規定により、御手元の配付の資料のとおり、議員を派遣しましたので報告いたします。

### 日程第9 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は、各委員長から申出のあつた事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

## 一 異 議 な し 一

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和6年第2回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会